

「特別支援教育」って何？

日本教職員組合 高校大学局 次長 千葉 伸武

2007年4月から「特別支援教育」が、幼稚園から高校までのすべての学校（園）を対象として実施されています。しかしながら、地域や学校間のとりくみの差もあらわれています。学校や教室の中では、担任の先生の苦悩、子どもたちの心からの訴えとともに、保護者の不安の声も聞こえてきます。「特別支援教育」は、一人ひとりの子どもたち、それぞれの「最善の利益」を追及するものとなっているのでしょうか。

■「特別支援教育」のめざすものは？

中教審答申では、「我が国がめざすべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会である。」そのため「学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通したとりくみを含め、重要な役割を果たすことが求められている」（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」と述べられています。これは特別支援教育が、共生社会を見通したとりくみであることをあらわしています。

■「特別支援教育」と学校教育は？

答申を受けて、文部科学省（以下、文科省と記す）は、2007年4月1日付けで出された文科省125号通知の中で、「特別支援教育」の理念について、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点」で、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、「その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する」ために、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく「知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が在籍する全ての学校において」実施されるとしました。さらに「特別支援教育」の意味は「障害のある幼児・児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎」となる重要な役割があるとしています。

このように特別支援教育は、「共生社会の形成」の基礎を培うために、「すべての学校」において「特別な支援を必要とする幼児児童生徒」を対象として、「障害の有無やその他の個々の違い」を相互に認め合う学校づくりをすすめることを目的としています。

■体制整備は？

小・中学校および高校においては、「校内委員会」「特別支援教育コーディネーター」の設置と「保護者との連携の上での実態把握」、必要に応じて「個別の教育支援計画の策定」「個別の指導計画の作成」を行うこととしています。また、行政には「専門家チーム」の設置「巡回指導」「専門的な研修」を行うことを求めています。

さらに特別支援学校は、「様々な障害種に対応することができる体制づくり」と「地域における特別支援教育のセンター的機能」の役割を担い、幼、小、中、高校への援助や支援と関係機関との連絡調整を行う役割を担うことになりました。（図1参照）

図1 個別の教育支援計画 ー小・中学校の場合ー



参考：「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」（2003.3）特別支援教育の在り方イメージ図より

■ いま、学校の中では ……

現在、小・中学校では「『校内委員会』はあるが、ほとんど開かれない」。開かれても「情報交換だけで終わっている」等、本来の機能を果たしていない状況も報告されています。(日教組調査2007.11)

「特別支援教育コーディネーター」については、「自分の学級の対応が精一杯で、対応ができない。」「多くの相談に対応しきれない。」等の現場の声もあり、「実態把握が中心で具体的な手だてまで手が回らない。」「特別支援教育コーディネーターは『とりだし』のために動いている」等、子どもたちにとっての支援や共生になっているかどうか疑問視されています。

一方で、校長は「障害児教育について理解していない」「学力向上が中心で、『特別支援教育』を軽視している」「校内体制をつくれれば『特別支援教育』は、できあがったと思っている。」等、認識不足も問題となっています。(以上、日教組調査2007.11)

学校には、「特別支援教育」の体制整備と理念の推進のために、校長の理解・協力と「学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを自覚し、常に認識を新たに」(125号通知より)したとりくみが求められています。その上で「校内委員会」は、子どもの支援方策の検討を目的として実施されることがのぞまれます。

学校の中での「特別支援教育」は、子どもたちの障害の有無にかかわらず、地域の学校でみんなと一緒に、共に学ぶ環境をどのように作り、またどのような学校づくりが必要なのかを基準に据えた体制づくりと教職員の意識づくりが必要です。

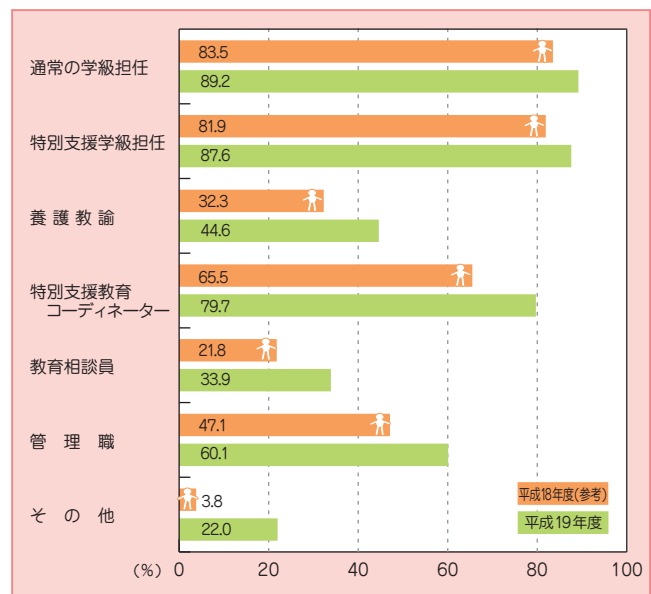
■ 教室の中では ……

地域で育ち、地域の学校で、地域の同級生と共に一緒に教室で学ぶことができる体制づくりが「特別支援教育」の理念でもあります。

小・中学校、高校の教室で学級担任、または教科担任の先生は、「授業が思い通りにいかない、成り立たない」「他の生徒にしめしがつかない」「あの子さえいなければ」等、対応に苦慮する姿があります。また、「一斉授業でお客さんにしている」「個別の対応ができない」「ニーズに応えられていない」という声と、「他の生徒に迷惑をかけてしまっている」「1人と39人、どっちが……」と苦悩している教員や担任の姿もあつたりします。学習効率の優先が、不必要な「とりだし」や通常学級でみんなと一緒に学習時間が減られることにつながることも危惧されます。

障害の有無にかかわらず「みんな一緒に、共に学ぶ」ための環境整備は不可欠です。それはサポートの先生や支援員などの「人的支援」や「施設・設備の整備」、

図2 相談の対象



業や教材の工夫」、さらに「カリキュラムの工夫」等、ちょっと視点を変えてみると大きな発見や子どもたちの変化も期待できます。

■ 先生たちは ……

教室の中で担任が抱え込み、一人で悩んでいるという事もよく聞きます。「力不足」「能力不足」という言葉や「不適格教員」というレッテル貼りも重くのしかかります。障害の有無にかかわらず多様な子どもたちへの対応での行き詰まりは、決して一人の担任だけの力量で乗り切れるものではありません。

「特別支援教育」は学校全体で行われるものであり、すべての教職員がチームとして機能する必要があります。さらに、校内委員会や外部の相談機関の積極的な利用も可能になっていることから、連携したとりくみも必要です。2008年9月に文科省が公表した特別支援学校のセンター的機能の状況調査では、特別支援学校への相談は「通常の学級担任」からが最も多く(図2参照)、その内容は「指導・支援」「障害の状況や実態把握」が多くを占めています。(図3参照)(「平成19年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査」2008.9.12)

「特別支援教育」がもつめる「共生社会の形成の基礎」とは、障害の有無にかかわらず、みんなが共に生き、支え合う社会づくりです。そのために、学校組織が支え合う体制にあり、担任の悩みを学年の教職員仲間や学校全体で共有できる仕組みが必要です。職場の同僚や教職員仲間に相談し、頼ることはとても大切なことです。学校の先生が共に支え合う姿に子どもたちは学ぶはず。共生社会の形成には、子どもたちを学級で、全校で、社会全体で支えていく体制づくりが求められます。

図3 平成19年度に実施した子どもを担任する教員や学校からの相談

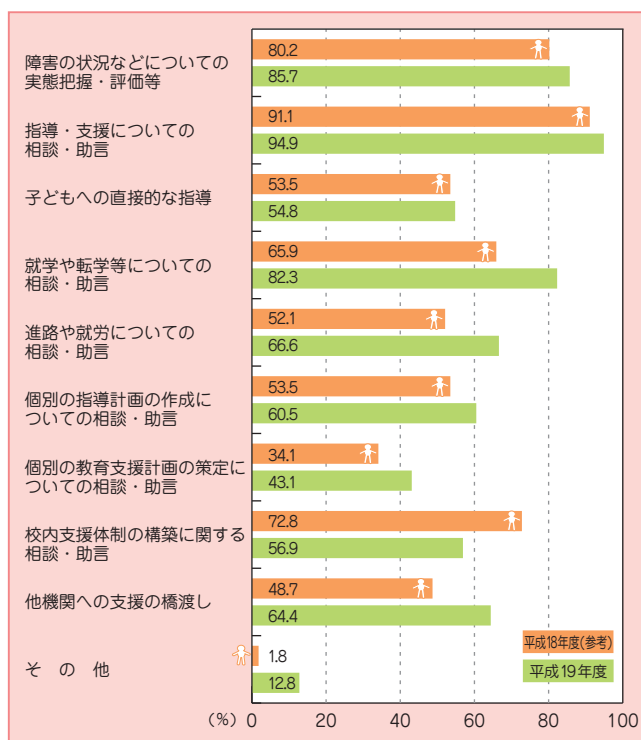
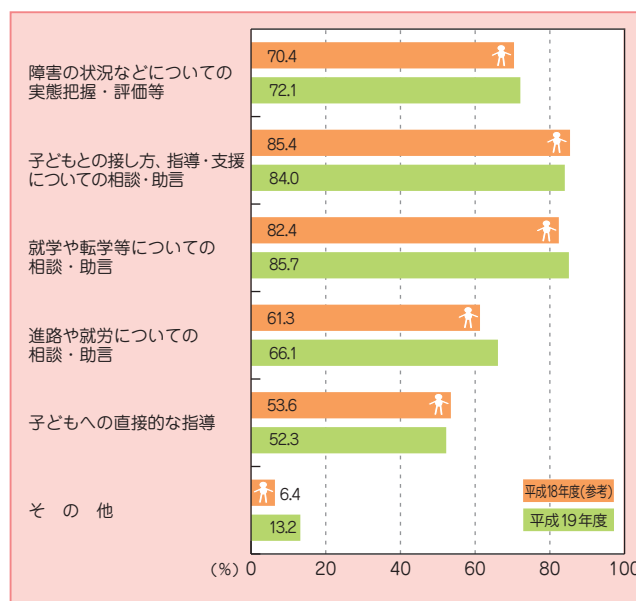


図4 平成19年度に実施した子どもおよび保護者からの相談



■ 子どもたちは ……

子どもたちの「競争心」をおおる「学力向上」が推し進められているなか、点数学力のみで友だちを見はしないかと心配になります。「あの子がいるとすすまない」「あの子は邪魔」等、弱い立場の子を否定し、排除する気持ちは「共生社会の形成」とは全く逆の考え方をつくりだしてしまいます。このような「学力優先」が「弱い立場の子を排除」という悪循環を生んでしまうことが危惧されます。

先の文科省調査で、特別支援学校への子どもおよび保護者からの相談内容は、「就学や転学等についての相談・助言」が昨年より増加し、最も多くなり、次いで「子どもとの接し方、指導・支援についての相談・助言」が多くを占めています。(図4参照) 子どもや保護者が学校や学級を希望通りに選択でき、安心してすごすことができる支援が必要です。

「みんな一緒がいい」「困っている人がいればお互い様」「誰かのために」という対応は「共生社会」の大切な基礎となるものです。どの子ども安心して過ごすことができる教室は、どの子ども尊重され、大事にされていると感じる居心地の良い「居場所」がある教室かもしれません。そこには子どもたち相互の信頼関係が生まれ、「弱者・強者」の関係ではなく、「互いに支え合う」関係が生まれます。

「みんなクラスに居ていいんだよ」「みんな大切だよ」

「みんな一緒だよ」そんな担任の気持ちが良い循環を生み、一人ひとりが大切にされる学級が生まれます。

■ インクルーシブ教育とは？

インクルーシブ教育という言葉が少しずつ浸透してきました。インクルーシブ教育とは、地域の学校で「障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもを受け入れ、共に育ちあい、学びあうという教育」をめざしたものです。

2008年5月に国際条約として発効した「障害者の権利条約」は、批准する国に対してインクルーシブな学校制度に変更することを求めています。「障害のある子どもが学級の一員として受け入れられるように、学級、学校、教育内容が工夫され、変更されなければなりません。『この子は障害があるから特別支援学級、特別支援学校で』というのではなく、地域の学校で学ぶことができるように配慮と支援がされなければならない」としています。このことを「合理的配慮」として表現されています。

社会の変化の中で、学校は「子どもの権利」や「障害のある子どもの権利」が後回しになり、「みて見ぬふり」にもなっているような気がします。どの子ども大切にしようと思えば思うほど、一人の担任の力では限界があります。「共に生き、共に育つ、共に学ぶ」ことは、教職員たちも「共に悩み、共に支え合う」ことを大切にする学校から生まれるのではないのでしょうか。